

第8回小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会 会議概略

日 時 : 平成19年3月27日(火) 13:30 ~ 14:45
場 所 : 小樽市教育委員会庁舎3階 第2会議室
欠席委員 : 石井委員、大沼委員、林委員、山本委員
事務局 : 教育部長、教育部次長(学校教育担当)、
教育部主幹(適正配置担当)、総務管理課長、
学校教育課長、指導室主幹、学校教育課主査

(注)・発言にかかる委員の個人名は表記しておりません。

事務局

みなさんこんにちは。ご多用のところをご出席いただきましてありがとうございます。本日の会議の欠席の方でございますが、石井委員、大沼委員、林委員、山本委員が都合により欠席となっております。議事の方を委員長よろしくお願いたします。

委員長

本日、第8回目の検討委員会でございます。本日の会議録の署名人は、名簿の元に戻りまして足達委員と大上委員をお願いいたします。

本日は、前回いろいろご検討いただきました残りの続きに入りたいと思いますが、前回いろいろご意見いただいた記載上の修正点、あるいは表現上の修正点は、お手元の資料でお配りしてとおり一応直してございます。ただ、これにつきましては、次回が、一応(中間報告の)原案をまとめる最終回でございますので、その時に本日の分と合わせて、通してご検討いただきたいと思います。したがって本日のところは、これをお配りしましたので、みなさんよくご覧になって、さらにまたお気づきの点がありましたら、次回にご指摘いただきたいと思いますと考えております。

さっそくですが本日の検討に入ります。たたき台の7ページの上のところまできたかと思っておりますので、「4 学校配置の在り方」から前回同様の要領で(事務局で)一度朗読をお願いいたします。

事務局

それでは、たたき台の7ページになります。

4 学校配置の在り方

(1) 考え方の前提

望ましい学校規模を踏まえた適正な学校配置を考える際の基本的な前提としては、小樽市においては、将来的に児童生徒数の増加が見込まれないということである。

すでに見てきたように、年少人口の減少は今後も続き、推計では、平成18年5月1日現在で9,443人の児童生徒数が、平成24年度には8,338人となり、6年間で、実に1千人以上の減少が見込まれている。これは、現在の小学校1校当たりの平均児童数(230人)の約5校分に近い人数である。

本市の将来人口の推計や年少人口の構成比、さらには合計特殊出生率などを考慮しながら、学校の配置を考えなければならない。

(2) 望ましい学校配置の考え方

学校教育法施行規則では「学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない」とある。また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、「通学距離が小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内」が適正な規模の条件としている。それらを念頭に置きつつ、具体的な配置については、次のことを原則として考える。

① 児童生徒が疲労を感じない程度の通学距離に配慮する。

②児童生徒の居住分布を考慮するとともに、将来の人口推計も念頭におく。

③通学時の環境として、交通安全上と防犯上両面の安全に対する最大限の配慮が必要である。

(3) 適正配置の方法

望ましい学校規模を確保するためには、通学上の安全確保などの条件を十分に検討することを前提としながら、既存の学校配置を見直すことが必要である。

その際、学校規模や学校配置の改善の方策としては、一般に隣接する学校との通学区域の見直しによる調整も考えられるが、本市においては、多くの学校が小規模であり、通学区域の調整のみによって、将来的に安定的な望ましい規模の確保は難しいことから、統廃合を軸として考えるのが妥当である。

5 適正配置を行う際に配慮すべき事項

学校配置の見直しを行う場合には、望ましい学校規模を確保することによって、教育内容の一層の充実が図られるよう配慮されなくてはならない。

その際には、学校規模だけではなく、通学区域、通学距離、通学経路、学校施設の状況、さらには学校が果たしてきた地域での役割などについて総合的な検討を加えていかなければならない。

本委員会では、学校の適正配置計画を策定するにあたり、以下の点に配慮することが必要と考える。

(1) 通学区域の設定

現状の学校配置に係る通学区域の設定はおおむね妥当であると思われるが、今後の適正配置による学校再編の過程では、通学区域の設定に関して、次の点において十分な検討が必要である。

ア 通学距離

法令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内」を適正な規模の条件としている。これは、学校統合の際の上限を目安で示したものと解するが、冬期間の雪による通学状況や通学経路に坂が多くなるという小樽市の自然状況、歩道の設置状況、小学校低学年の負担という点にも配慮しなければならない。一方、徒歩による通学は健康・体力づくりに効果があることや教育の体験の場としての側面も考えられることもあり、望ましい通学距離を一律に定めることは難しい。適正配置の結果、著しく通学時間を要する場合、現在一部の地区で実施している通学時のバス利用など通学手段の配慮を行うことが必要である。また、学校での放課後の取り組みにも一定の制約が生じかねないことから、通学時のバス利用を検討する際には、放課後の課外活動等に対する時間的な工夫や対策も必要と思われる。

イ 小・中学校の通学区域の整合性

現在の小学校(27校)と中学校(14校)の設置数は、おおむね2対1の比率になっている。小学校と中学校の通学区域の実際は、「小学校と中学校が全く同一の通学区域となっている場合」、「小学校の通学区域が複数集まり1つの中学校の通学区域となっている場合」、「小学校の通学区域が分割され、中学校の通学区域の一部を構成している場合」と多様である。友人関係の広がりや人格形成に有意であることは、学校規模の検討の際に考察したが、中学校への進学の場合においても、この見方は同様に当てはまると考える。すなわち、中学校への進学時には、より大きな人間関係の広がりを持つ契機となるように、いくつかの小学校の通学区域が集合し、1つの中学校の通学区域がつくられるのが望ましい。その際には、小学校時代の友人関係をできるだけ保つことができるよう、通学区域の細分化を避ける配慮が必要である。

(2) 通学上の安全

本委員会では、本市の特別な事情としてあげられる通学上の安全について多くの議論があった。現在も、本市の地形的な特性から、一部の通学経路の中には、起伏に富む箇所での通行や、交通量の多い道路の横断を行わなければならない通学区域の設定がされている。

今後、適正配置の実施によって、通学区域が広がり、通学経路の見直しもされることになるが、その際には、保護者・地域とも連携しながら、不審者に対する対策も含めて通学にかかる安全の確保のための十分な配慮が必要である。

また、冬期間の通学路での除排雪については、特に重点的な取組みが行われるよう望むものである。

(3) 学校と地域の関係

学校は地域の発展と深い関わりがあり、学校の統廃合を進めることになれば学校数が減少し、地域との関わりが希薄になることが懸念される。

また、適正良好な教育環境の整備は、小樽市への居住人口誘引の一因ともなり得る。

一方、子ども会活動や子ども110番などの見守り活動を挙げるまでもなく、児童生徒の健やかな成長には、地域社会の教育力に負うところが大きいことも論を待たない。

また、学校施設は学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動の社会教育分野としての利用や地域防災拠点、投票所などの公共的利用の役割も担っている。

今後、市立学校の適正配置を行う際には、こうした学校と地域のこれまでの関係に配慮して、保護者、地域住民と学校適正配置についての共通の理解を深めることが必要である。

6 適正配置計画の進め方

(1) 地区単位での配置の考え方

市立小中学校の多くがすでに小規模校となっており、今後の児童生徒数の推移から隣接した2つの学校の統合だけでは、望ましい規模が将来的にも安定的に確保できないケースが想定される。

したがって、学校配置を考える際には、年少人口の居住分布、地形や地勢、生活圏などを考慮して、地区ごとにその状況を検討し、その中でバランスに配慮した学校配置を行うことが望ましい。

その際には、小樽市総合計画の基本構想・基本計画の地区区分(塩谷地区、長橋・オタモイ地区、高島地区、手宮地区、中央地区、山手地区、南小樽地区、朝里地区、銭函地区の9地区)をベースにししながら、学校配置の現状を考慮したうえで地区を設定することが妥当である。

(2) 保護者や地域住民との共通理解

適正配置を進めるにあたっては、学校の教育的役割のみならず、学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共的施設としての機能等の地域事情にも配慮しなければならない。

そのためには、児童生徒数や学級数等の将来推移、学校の小規模化に伴う問題点等について、保護者や地域住民に説明をして、学校の適正配置の必要性について共通の理解を深めながら進めていくことが必要である。

(3) 年次計画による実施

適正配置の実施にあたっては、小規模校が増加する中で検討すべき対象校も多く、また、全市的見直しにより対象地域が広範にわたることから、一斉に行うことは現実的とは言えない。

保護者や地域など関係者との十分な協議が必要であることや改修等に伴う財

政的な側面を考慮すると、ある程度の中期的なスパンの中で、年次計画を策定して実施する必要がある。

あわせて、施設の耐用年数や耐震化整備などの観点も重要であることから、校舎の建て替え時期が到来する学校の改修計画との連動についても検討すべきであると考えている。

委員長

はいどうもありがとうございました。

それでは元に戻りまして7ページであります。「4 学校配置の在り方」で、まず「(1) 考え方の前提」であります。ここでは、人口減少が将来的に続くということの説明であります。これは特に問題は。

委員

細かいところですけど、5行目「実に1千人」と、ここだけ「1千」人という表現を使ってるんですが、ほかは全部アラビア数字です。漢数字混じりは統一した方がよいのではないかと見ましたので、1000なら1000と。

委員長

そうですね。そのとおりでしょうね。これは直した方がよいですね。

あとはいかがでしょうか。これは客観的な説明の問題ですから、特に問題はないかもしれません。

「(2) 望ましい学校配置の考え方」であります。これは施行規則の説明ですね。ちょっとおかしいと思ったのは、2行目ですが、「また、～に関する法律施行令では、通学距離～」とずっとありまして、「～が適正な規模の条件としている」というのは、これは日本語としてもちょっとおかしいですね。「～が適正な規模の条件とされている」とかで。文法的にそうですよね。

委員

はい。

委員長

①②③、これは原則的なことですから。あと何かお気づきの点ございますか。

「(3) 適正配置の方法」であります。

委員

適正配置の方法については、線引きではなくて、8ページに表記されてるように「統廃合を軸として考えるのが妥当である」と。当然だというふうに考えます。

ただ、ここの記述で、付加しなくてはならないかなと思うのは、～私は以前の会議でもお話したと思うのですが～、統廃合なんだけれども、どうしても残る学校とそうでない学校が出現してきて、残った学校は「受け入れ側」、残らなくてなくなる学校は「受け入れられる側」というイメージを、子供も保護者も地域の方々も持ってしまうと、やはりあまり良い思いはしないので。そこら辺の配慮ということを、言葉として付加していった方が私は良いかなと思ってます。

委員長

何かうまい表現はありますか。

委員

いま以前の会議記録を探してます。

委員長

わりと簡潔に今のような趣旨を表現できるような、何か案はありますか。確かに統廃合の場合、ある意味では「吸収される方」と「吸収する方」、こういうような現象が生じ得る訳ですから。そこらあたりで、いろんな気持ちの問題であるとか意識の点で、いろいろあつれきが生じてはいけないと、こういう配慮なんでしょうけど。何か上手な表現はありますか。その部分だけくどくど書くのもどうも変だし、何か上手な表現があれば。お気持ちは分かりますが。どうですか何か表現はありますか。心構えの問題をあえて入れる必要があるかどうか。その辺もどうでしょうか。

委員

いま適切な表現ということとはちょっと出てこないんですけど、心構えであっても、結構、現場の子供達それから保護者の方々は、そのイメージというのはかなり気持ちがそこで動くと思うんです。ですから、ここはやはり十分、心構えと言えども、私は表現として残さなければならない問題だなと思ってます。

委員長

その辺りのことを、どんなふうに簡潔に表現したら良いものかどうか、委員何かお考えがありましたら、今でなくてもよいですから次回までにひとつお考えの原案を提出いただけますか。次回までによろしく願います。次回もう一度やります

ので。

委員 (別の委員から)今の件なんですけども、「5」の方の「適正配置を行う際に配慮すべき事項」の中に、例えば(3)とか(4)のあたりにでも盛り込んだらどうかというように思うんですけども。

委員長 そうですか、なるほど、今の「適正配置の方法」ではなくてですね。方法は、統廃合を軸として考えるのが妥当であると。そうしておいて、「5」の方の「～配慮すべき事項」で、統廃合をするにしても「従来通学していた児童生徒の心情にも考慮して」とか、そんなようなことになるかな。そのような表現がどこかに入ればよろしいんじゃないかと、こういうご意見でございます。なるほど、そうですね、やはり場所としてはその方が適当でしょうかね。分かりました、そうですね、その方が良いと思いますので、ひとつそこら辺りは工夫して、どこか「5」の方に表現を込めるといふふうに考えてみましょうか。それにつきましても、なおかつ委員の方で何か良い表現がありましたら、是非次回までにご指摘願えればと思います。よろしいでしょうか。

そこで、「5 適正配置を行う際に配慮すべき事項」であります。ここで、幾つか区分して書いてございますが。「(1)通学区域の設定」。例えば、通学距離にしましても、4キロメートル・6キロメートルとそうになっているけども、これは上限であって、小樽のいろんな地形的な事情に配慮する必要があるとかですね。それから小中学校は、これもきちんと整合するように、友人関係等が壊れないよう、あるいは新たな人間関係・交友関係が保たれるような、こういうような配慮すべきだと、こういうことです。

それから、特に色々ご意見ございましたように、「(2)通学上の安全」を考慮しなくてはいけない。特に、小樽のような場合は、山坂が多い訳ですし雪の問題がありますので、安全については特段の配慮が必要だと、こういうことです。

それから、「(3)学校と地域の関係」。これは、ここにごございますように、下線部分は、特にここでは当然のことだということもあったんでしょうけど、特に指摘はありませんでしたけれども、ここでこういうような表現をさせていただいて。学校施設というのは、ただ教育の場だけではなくて、ここにありますようにスポーツあるいは文化活動の社会教育分野としての利用、それから防災拠点、選挙の際の投票所等、いろんな公共的な役割も果たしているんだということを、ここで指摘したものであります。したがって、やはり地域住民との相互理解・共通の理解も深めることが必要だと、こういうことになる訳であります。

委員 地域の中の学校ということで、学校というのはいろいろな使われ方があるということ、それは本当に良く理解できるんですけども、委員長がおっしゃったように、本当に今まで社会教育(分野)については何も論議がなかったですね、この会では。でもやはり常識的に必要なところだということで、入れられたんだと思いますけれども、「投票所」というのは私はいらないんじゃないかと思うんです。確かにそういう意味もありますけど。

委員長長 これは極めて便宜的に使ったと、投票所というのは。

委員 地域防災ということは大きな問題ですけど。

委員長長 なるほど。投票所というのは、そうですね。防災拠点というのはありますけど。

委員 (別の委員から)違う点なんですけども。「通学距離」の中で、「通学時のバス利用など」といふふうにいま踏み込んでるんですけども。これはそこまで表現するのが良いのかどうか分かりませんが、いわゆる路線バスなのか、あるいはある状況によってはスクールバスのようなことも想定してるのかということが、読まれた方が考える方がいるんじゃないかなと思ったものですから。この委員会としては、この位の表現にとどめるのか、どうなんでしょうかね。

委員長 「バス利用」というのはどんな利用形態なんだと、そうですね。路線バスもあるし、スクールバスもある訳です。この表現では、両方のことを考えてるんでしょうね。

スクールバスのこともこれは考えてると思うんです。視察に行った時にも、あれは(通学手段に)路線バスを使ってましたけど、あれはあれでいろいろ交通マナーを身につけたり、いろんな社会勉強になるなという印象を私は持ったんですけど。一方、スクールバスはそれなりのメリットはありますが、反面、費用もかかることであり、全てスクールバスという訳にもいかないんでしょうね。相互に補完的に利用すると、こういう意味では両方のことを考えている訳ですから。そういうご理解でいかなものでしょうか。

それから先程の「投票所」、これは削りましょうか。何か投票所というのは、やはりちょっと本来の学校の利用形態とは異質だと、こういう感じもしますね確かに。学校ですと、スポーツ・文化活動、それから場合によっては地域の防災拠点にはなり得ると。そのための配慮をして施設・構造面でも考えている訳です。投票所というのは、たまたまそこに場所があるという訳で、極めて便宜的にその場所が利用されていると、こういう意味合いでしょうかね、先程のご発言の趣旨は。投票所というのはどうかというと、公共的な役割で利用はされているんですけど、それは本来の学校の果たすべき役割でも何でもないと。これは公民館でも何でも良い訳ですから。ここにあって挙げるのはどうかというご意見でけども、削りましょうか。何となく違和感を感じるということです。分かりました。あと何かこの「5」のところでお気づきの点ございますでしょうか。大体よろしいでしょうか。

それから、「6 適正配置計画の進め方」ですが、これは前回ご発言ありましたように、ここで殊更取り上げて議論したことはございません。ただ報告書の作りとして最後に、これから具体的な配置計画を定めるにあたっての「手順」であるとか、この委員会としての「注文」であるとか、そのようなことを3点に分けてまとめてみたものであります。これについては今まで議論がなかったことですから、ぜひ皆さんの方でいろいろあらためてご議論いただきたいと思っております。

この「(1) 地区単位での配置の考え方」は、これは今までにも議論がなかった訳ではないんです。やはり小樽の場合は、地形的に長いとか、山坂が多いとか、それから人口密集地地区とそうでない地区とか、いろんな地区ごとの特性がある訳であります。したがって、計画を定める場合にも地区ごとのそういったような特性に配慮しながら、市全体としてのバランスを考えると。こういう、地区計画・配置計画を定めるにあたっての、言ってみればエリアの観点から注文をつけた訳であります。ここでいきなり何でこんな地区なんだと、こういうお考えもあろうかと思えますけど、地区分けというのは、なかなか小樽でははっきりした基準もございませんで、総合計画の中にこのような地区分けがあると、こういうことでこれを参考にした訳がありました。特に何か他意がある訳でも何でもありませんので、どうもこの地区分けおかしいじゃないかとか、そういうことがありましたら、いろいろご意見伺って直していただいて結構でございます。

委員

この表現で私は良いと思ってるんですけども、これは事務局にちょっとお聞きしたいんですが。「地区区分」の中で、カッコに塩谷から銭函の9地区までありまして、「桜」というのが表記はされてないんですが、朝里地区に入ってると思うんです。ただ、「桜」というと学校で言うなら桜小学校・桜町中学校とどちらとも大きな学校で、これだけでいくとどこに入ってくるのかなというのが、一般の方々だと分からないんじゃないかなという気がするんです。そこら辺はいかがなんでしょうか。

委員長
事務局

分かりますか。桜地区、桜町中学校というのはどこに入るのか。

今のご質問に関連してでございますけど、申し訳ございませんけども、検討委員会資料31になるんですが、ページ数で30ページから32ページ、「資料31 指定小中学校の区域一覧」、小学校順に並べているものです。たびたび話題になってますけれども、小学校の通学区域と中学校の通学区域は必ずしも一致はしないということで、中心部にあつては、例えば、菁園中学校は5つの小学校から進学し

てくるとか、そういう輻輳している部分が多々あります。そういった中で、桜地区、32ページになりますけれども、ここの部分は、桜小学校と桜町中学校が合わさったところですけど。

それで、総合計画でいうところは、いま委員がおっしゃったように朝里地区に入るものです。この朝里地区ということであれば総合計画では、桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉というくくりになっております。はっきり朝里、桜という表現はしてないんですけども、そういうくくりの中にあります。それで、今現在の小学校や中学校の通学区域が、そのままここにありますように何丁目の何番という区分けになってますから、総合計画で言うところの、例えば9つの地区に分けるとしても、線が必ずしも一致しないようなところはあります。ただこのたたき台の中で言っている意味は、あくまでもそういうひとつのエリアということで考えたかどうかという、そういうご提言でございますので、それも含めてこういうくくりのやり方がひとつあるんだなということで、お含み置きをいただきたいと思います。

委員長

よろしいですか。この総合計画の基本構想にある9区分というのは、小樽市全体の地域的な特徴を主として念頭に置いてくくったと、こういうものでしょうかねおそらく。人口だとかそうじゃなくて、やはりこういう地域的な。

事務局

申し訳ございません、あわせてこの9つの地区区分については、関連する計画などを資料に載せたところなんですけども。ページでいうところの35ページから38ページまで、「資料34 学校規模・配置の在り方の検討に関連する小樽市の計画」ということで、最初に「小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」」、これがいわゆる総合計画になります。ここでは地区のことは割愛してありますが、ページをめくっていただいて、38ページになりますが、中段に9つの地区区分を載せております。これは、都市計画マスタープランという小樽市の街づくりの基本的なものを示しているものなんですけども、これも総合計画に基づいて作っているものですから、この都市計画マスタープランで言うところの9つの地域、これは総合計画のこの9つの地域と同じものということです。それぞれ特徴というか特性みたいのをテーマという形で書いておりますけど、そういう押さえ方を市としてはしているということをご理解をいただきたいと思います。

事務局

それともうひとつ追加させていただきますけども。第3回の時に資料として配付いたしましたけども、その資料で申し上げますと、「資料39」でございます。資料39で、ただ今申し上げました総合計画の9つ(の地区)をひとつのベースにして、地区別に児童生徒数の推移を示させていただきました。51ページに、小学校で桜・朝里地区ということで桜は朝里地区に含めて地区としてはご紹介をしたところでございます。中学校も同様でございます。

委員長

ただ、資料39は先程の総合計画の区分とは違う訳ですね。重なるものなのか、これはちょっと違うんでは。桜・朝里地区という言葉自体がそもそも総合計画に出てこない訳で。

事務局

総合計画では9区分ということで、朝里地区という表現をしておりますけども、この中に桜は含まってる訳です。桜の部分は表示はちょっと出ておりませんが含まれてるということでございます。

委員長

ちょっと紛らわしいね。

委員

(別の委員から)「資料28」にも、「小樽市内の地区別年少人口の分布」というグラフと地区分けが載ってるんですけども、これは何に基づいた地区分けなんですかこの地区は。

事務局

事務局からお答えをします。「資料28」、ページで言うと26ページになります。「平成18年6月末小樽市内の地区別年少人口の分布」ということであります。これは、右肩にちょっと小さい字で書いてあるんですけども、小樽市内を国勢調査などで統計上18の地区に分けて様々な統計を取っているということで、その際に、統

計上の地区区分としてはこの18に分けているということです。これは統計調査なので、市というよりも国のひとつのやり方に沿って、市がそういう分け方をしているということです。このように、地区あるいはエリア、ブロック、考え方はさまざまあるのではないかなと思っておりますが、その際に、この資料28については統計区分で分けた場合の年少人口ということで、グラフを作ってみたということです。

委員

(桜地区について質問した委員から)何で桜にこだわるかという、事務方で作成したこの中間まとめという形では、頭の中に小樽市の総合計画の地区区分というのが当然あって、こういう表記がなされて、中間報告としてこれから市民に明らかにされていくと思うんですけども、受け取る一般市民の方は、「桜町中学校・桜小学校はいったいどこに入るんだ?」と、単純な質問が出てくると思うんです。例えば、先程見た(資料の)51ページの方では、「桜・朝里地区」となっているので、この資料を見ると確かに分かるんです。だけど中間まとめとしては、資料は添付されないで活字だけで走っていくことになるから、たぶん先程言ったように「桜はどこに入るんだろうね?」と。例えば、桂岡なら銭函地区だよという読み取りは、一般の人でも出来ると思うんです。ですからここは、「～基本計画の地区区分をベースにしながら、～地区を設定する～」というよりも、「地区区分等を参考にしながら」とか。これがまず完全にありきですよ、ベース・基本ですよというよりも、「などを参考にしながら」とかという表現を使えば、先程の質問に、「桜はここですよ」「それもひとつの分け方なのかな」という受けとめ方になっていくんでなかろうかと思うんですが。いずれにしても桜のことは質問が出ると思います。

委員長

先程の51ページの表、「資料39」になりますか。これは、あくまでもここにありまじょうに「学校別児童生徒数の推移」に着目した分類なんですね。それだけに着目した。それで、総合計画のこの9地区というのは、それもあるかもしれないけれども、地域ごとのこれからの将来を見つめた人口推移であるとか、地域の特徴とか、それから地理的な区分であるとか、そのようなことを考慮したこの9区分なんですよ。たぶんね。ですから多少違ってると。それから、先程の(資料)26ページの、これはあくまでも国勢調査の場合の区分だということで観点が違う訳です。どれが適当なのかと、こういうことですけど。

委員

(さらに別の委員から)これ(=総合計画の9地区)は、表現を変えることはできないと思うんです。基本構想そのものがこう表現されている訳ですから。ですから、いま委員がおっしゃったように、地区区分を例えば「9地区」とかだけにしてしまうと、それはそれですっきりするんですけども。じゃあその地区はどこってというのは、親切にするためにこれを載せた訳で、くどくなってしまうけど、さらに親切にするのであれば、ここに※印をつけて脚注のようにして、うしろの方に例えば「桜小・桜町中は東小樽地区」と。ただそれをやっても、中央地区ってじゃあどこなの?、山の手地区ってどこなの?っていうことになってしまう。そこをどうするか、どちらかにするかだと思ふ。

委員長

私は、こういう区分は、ここの報告書の前提になっておりますように、ただ児童生徒数だけで考えるべきではないと。いろんな条件を加味しなくちゃいけないと。こういうことが出発点になっていた訳です。ですから、やはり(資料)51ページのこれを使うのも適当でない。やはりいろんな、地形だ、地理だ、人口の密集度合いだと、こんなことを考えた地区別がよろしいんじゃないかと。ということになれば、総合計画のこの9区分が妥当じゃないかと考えるんですが。

そういたしますと、どの程度までこれを具体的に表記するかと、こういうことですよね。確かにここは朝里地区だけ桜どうなってるんだと。それだけじゃなくて、いろんなところからもくるかもしれない。ちょっと誤解なり、あるいはいろんな不明瞭な点も招くことになるかもしれないと、こういう配慮ですよ。どうしたらよろしいか、注を入れるか。これを挙げると、確かに桜はどうなんだと。先程、委員は桜にこだわっ

てますけど、桜だけじゃなくて他にも「あの小学校はどこに入るんだ」とか、いろいろあるかもしれませんね。何かうまい表現はありますか。私は、総合計画の基本構想が網羅的で比較的妥当な区分ではないかなと思うんですが。それにしてもどうでしょう、「9区分等をベースにしながら」というのもなんとなく不明確だし、何か良い案はないかな。注に入れるか。それで、どここの地区は全部ここに入りますとか。朝里地区というのは桜も含めますとか、全部入れますか。どうするか、何か良い案はありますか。

委員

(さらに別の委員から)「ベースにしながら」となるから重たくなると思うんで、「参考にしながら」という表現で。

委員長

「参考にしながら」でね。先程、委員からもあったように。「基本計画の地区区分等を参考にしながら」と、これで何となくぼやっとするけど。参考にするんだから、必ずしもピッタリそれじゃないかもしれないけど、それを参考にしながら考えていったらどうでしょうかと、こういうことですよ。そのくらいでどうでしょうか、妥協案ですけど。地区をピッタリここに挙げると、どうも誤解を招きやすい。その辺は、そういうこともありますので、多少とも漠然とした表現になりますけれども、ある程度ちょっとぼかした方が良く、こういう配慮で。「基本計画の地区区分等を参考にしながら」と、それで皆さんどうですか。他に何かなるほどという案があれば考えますが。一応そうさせていただいて、最終的にまた全体を見ながら考えてみましょうか。

それから、もしも他になければ、「(2) 保護者や地域住民との共通理解」であります。これは先程もありましたけども、これもやはり手順の問題でして、学校の統廃合だからといって、教育的な配慮だけから一方的に定めるというものであっては困るという趣旨であります。地域住民に十分に説明し、適正配置を考えるにつきましても、住民との共通の理解を深めながら進めていくことが必要だと、こういうある意味では当然のことをここで記述したものであります。この点につきましても、この項目を殊更取り上げて議論した訳ではありませんけど、全体的には皆さんの共通理解ではなかったかと思うものですから、ここに入れさせていただいたというものであります。今の点はよろしいでしょうか。

それから「(3) 年次計画による実施」。先程はエリアの問題でしたけど、これは時間的な問題であります。全市一斉にというのはこれは現実的でない。やるのであれば、年次計画をたててそれで実施可能なところからと、こういうようなことを言ってる訳であります。その際に、例えば人口推移の状況であるとか、あるいは財政状況などを考えながら、あるいはまた施設の老朽化の状況、これなどを考えながら年次的に進めていくことが必要ではないかと、こういうような注文をつけた訳であります。この点も、議論いただいたことではありません。ご意見がありましたら、ここで自由にお出しいただきたいと思えます。

委員

私は、逆に全市一斉に、一律にやった方が良くないかというふうに。統廃合する校数が、1校かもしれないし、2校かもしれないし、あるいは8校とかになればまた話しは別なんですけども。できる範囲というか、無理のない範囲でやるのであれば、私は逆に全市一斉の方が公平感があって良いと思えます。どうしてうちが先で、どうしてうちが後なんだということを、財政的な状況とかそういうので保護者が納得するのであれば、年次的というのもどうかなというふうにも思うんですけども。やはり不公平感を持たれると、うまくいかなくなるんじゃないかなというのがあります。私は全市一斉の方が良いと思えます。

それから、先程の地区単位の考え方のところ、私が思うことなんですけども。「資料28」は、国勢調査の結果で統計に使うものなので、目的が違うということだったんですけども、小樽市のマスタープランという地区分けがテーマごとに分けた地区分けで、そこに数字的な根拠がないとか。もし人口の減少とか居住の分布とか、そういうことをしっかりみつめて地区を分けるのであれば、統計資料に基

づいて地区を分けた方が、きちんとその論拠が出てくると思うんですね。なので、目的が違うからこれはいらないということではなくて、逆に小樽市のマスタープランの方が学校の区域とも合わない。何かテーマごとに9個に分けてるというのも、もちろん分かるんですけど。でも、突き詰めていった時に最後に何かしかりとした理由というか、それが求められるようになると思うので、統計資料を基に地区を考えるのも必要じゃないかなというふうに思いました。という2点です。

委員長

先程のご意見どうでしょうか。むしろ一斉にやった方が良いんじゃないかと、一斉にやるべきじゃないかと、こういうご意見で、この点は皆さんのいろいろなご意見を伺いたいと思います。

委員

(別の委員から)小学校と中学校を含めてと考えてますよねこれは。そういうのから考えると、私はやはり年次的にやった方が良くないかなと思ったんで、一斉じゃなくても良いんじゃないかなというふうには思いました。

委員長

ほかの方いかがでしょうか。

委員

(さらに別の委員から)地域にぶつけていった時の反応だと思うんです。それとあと学校の事情だけで言うならば、周年行事というのがこのあといろいろと学校の歴史の中で構えていると思うんです。ですから、例えば90周年が終わったらか、100周年をひとつの区切りにしてやむなしかなとか。それぞれの地域によっていろんな事情を抱えているので、逆に言うと一斉というのは難しいだろう、逆に反発をかうのではないかなと私は思います。

委員長

あと何かありますか。

委員

(さらに別の委員から)計画というのは、もちろん年次計画ということもあるでしょうけれども、こういう方向でいくという計画も含めて、一斉に出されるというふうにとらえて良いんでしょうか。それとも、順々に小出しにしていくというような感じでいくんだらうか。そこら辺をちょっとはっきりしていただいた方が良くないかなと思うんですよね。

委員長

どうやって定めるものだらうね計画というのは。つまり全体像をまず示し、その実施については年次的にこうこうするんですよと、こんなようなことになるのか。あるいはまた、全体像を示さずに個別に年次計画が作り出されていくのか、ちょっとその辺は私も実務的なことは良く分からないけどどうなんだろう。実施する側としてはどんなようなスケジュールなんだろう。

委員

それでないと、またこれまでのようなことが起きかねないなど。例えば、手宮地区、どっち地区、こっちは後でというようなことであれば。

委員長

それは(事務局は)何とも言えないですか。どうだろうか。

事務局

事務局の方からお話しするのもなんですけども、検討委員会でこれは是非いろんな形でご提言をお願いしたいと思ってるんですけど。事務局といいますか、教育行政としては、やはり全体像を明らかにしなければ、これは次のステップに行かないのではないかなというふうに思います。今までの議論の中にもあったと思いますけれども、このたたき台でも触れております学校の改修計画といったことも考えれば、ある地区をとっかかってそれから次を考えましょうでは、子供さん達の配置というかバランスも、言葉は悪いですけど場当たりのになってしまう。そういったことは、やはり以前の小学校の適正配置計画案などで、地域をしぼってということで教育委員会としてお示しをした経過もございますけども、そここのところはやはり教育委員会としてはひとつ学んだことだというふうには思っておりますので。やはり全体像そういったものをまず明らかにして、あと個別具体的にどういう形が良いのかということ考えるのが良いのではないかなとは、今の段階では思っております。

委員長

これはこの委員会でも、最初の頃にいろいろご意見を伺った際に、大体いつ頃先のことまで念頭に置きながら考えたら良いんだと、こういうご質問がありまして、ある計画をたてるということになりますと、こういう計画は大体10年スパンでものを

考えるべきじゃないのかと、こういうことになりましたですね。やはり10年先のことを見込みながら我々はこれを考えてきた訳です。ですから、計画をたてる際にも、具体的な配置計画を定める際にも、ある程度全体像を、我々のこの考えにしたがって、10年先あるいはそのまた先の人口推移等を踏まえながら、全体的なプランというものを。そしてそれを前提にしながら、その実現に向けては年次計画としてはどうなんだと。こういう進み方が適当なのではないかと。私はそう思いますけどね。

やはりこういう計画の実施というのは、先程事務局からも説明がありましたように、場当たりのだということであってはもちろんいけない訳です。ですから究極の目標といいますか、ある程度将来の目標をたてて、それを実現する、それに向かって近づけるという作業が必要だと。そのためには、やはりある程度の年次計画というものは避けられないのではないかと。それが現実的であり合理的ではないかとそう思います。

不公平感これは持たれるかもしれない。何であっちが先なんだとか、そういう意見が出るかもしれない。それはしかし、先程の(2)のところ、住民の方にはよく説明し共通の理解を得るよう努力しなければいけないと、こういうことではないか。

住民の皆さんが納得できる、本当に公平なこういう配置計画の実施というのは、なかなか難しいのではないかと。やはり現実的あるいは合理的というのは、ある程度考えなくてはならないということではいかなものでしょうか。

それから戻りまして、先程のどういう地区区分が適当なのかということなんです。統計資料あるいは国勢調査の資料も参考にすべきじゃないかと、こういうことがございましたんですけども。私は、どちらかというと国勢調査よりは、やはり市全体の発展のバランスを考えた総合計画あたりが適当ではないかと。やはり小中学校の統廃合というのは、地区の発展といいますか、それと密接に関わってくる訳であります。人口も大事ですけども、それ以外の要素というものも考えなくてはいけない。国勢調査というのは人口がベースになっておりますので、これだけでというのもどうかと。先程、大ざっぱにここで案がまとまりましたように、総合計画の区分だけで考えよう、これをベースにしようという訳ではなくて、やはり「～等」、これの「～等を参考にしながら」ということで、これは基本に据えますけど、そのほか先程の人口推移であるとかいろいろな要素を考えなくてはならない。そういう意味では、先程、弾力的な表現にした訳で、それは結果的には良かったなという気が私はしてるんですけども。いかがでしょうか。

委員

(1)の「地区」の件についてなんですけども。やはり小樽という地区は生活圏ですね。その生活圏が、結構エリアごとにはっきりしてるという私の印象がありましたので、その生活圏、手宮なら手宮というそういう地区の中で考えていくというのは、私は妥当ではないかと思いました。そして、この間みんなで視察に行ったバスの中で、色々ほかの委員の先生方に伺ったんですけども、例えば祝津は昔は村だったんだよとか、そういう歴史的な背景もあるんで、地区ごとに考えていくというのが一番納得されやすいんじゃないかなと。これは、きちぎちに地区の中できちぎちというのではなく、それらを参考にしながらというのでまとまりは良いと思えました。

それともうひとつ、「年次計画による実施」のところなんですけども。やはり先程委員がおっしゃったように、発表は一律でそのあと一気にというのはなかなか。今回、私は、大規模にやると勝手に自分の頭の中で想像してましたので、それは一気にやるというのはまた、なかなか難しいものがあるんじゃないかなと思うので、年次計画で何年度にはここ、何年度にはここ、というふうにやっていくのであればそれは私は賛成です。

委員長

財政的な問題もありますね。一気にできればいいですけども、なかなか難しいものもあるんじゃないかな。そういうことでどうですか。

委員 発表は全体をまず発表して、その後で、年次計画ということで。

委員長 そうなりますでしょうね。

委員 地区については、国勢調査の資料も参考にとということと。

委員長 「等」ですから。

委員 そうですね、全くはずさないということで。

委員長 それをはずすという趣旨ではないです。

委員 納得しました。

委員長 何か表現等、内容でももちろん結構ですからございましたら。いかがなものでしょうか。

委員 いちばん最後のところなんですけど、最後の2行なんですけれども。「耐用年数」「耐震化の整備の状況」、それから「校舎の建て替え時期の到来」、ということを含めて考えてみると、あそこが残りあそこが無くなるというようなことが、市民の方々にはすぐ見られかねないかなという感じがするんですよ。

委員長 予断を与えると。

委員 ええ、あえて入れたんだろうとは思いますが、ちょっと心配なところがあります。

委員長 これは、あえて入れたんですね。つまり、古いところを優先するとか、例えば耐用年数をはるかに過ぎていく時期だという場合には早くとか。このようなことを念頭に入れた訳ですが。どんなものでしょうねこれは。「それじゃ次はうちか」なんていうようにとられても困るし。そういう懸念があるかどうか、どうでしょうね。やはり教育の現場におられる方は、比較的その辺はデリケートな問題だと、こういう受け止め方をされるかもしれませんね。どうですか、多少緩和した表現にするかどうか。

委員 (別の委員から) 現実的な行なので、多少緩和して載せておいた方が。

委員長 多少緩和して、もう少し上手な表現で。

委員 ええ、現実的に考えたらやはりこういうことになると思うんですけど。

委員 (さらに別の委員から) 載せた方が良いとは思いますが。

委員長 載せた方が良いけどあまりね。じゃあ次はこの学校かというふうに、変に強い期待を持たれても困るし。そのとおりにならないこともありますからね。多少緩和した表現にすると。これは事務局の方で知恵をしばってひとつ考えてくれませんか。次回までの宿題にしておきますから。

事務局 分かりました。

委員長 あまり露骨な表現よりは、ちょっともう少し上手な、緩和したふわっとした表現で考えてみてください。

委員 (さらに別の委員から) 今のことは、(検討委員会への) 諮問の理由の中に、はっきり「校舎の老朽化が進み」ということが表記されているから、理由から言って当然かなと。

委員長 はずす訳にはいかないと。入れることは入れるんですけども、表現としてはどうかということですけども。

委員 ただ、意地悪な質問をするならば、2010年から年次計画が始まるけども、それまでの間耐えられますかということもあるかと思えます。

委員長 そういうことも含めて老朽化については考えましようということですよ。耐えられないというようなものについては、これは優先的に考えなきゃいけない、多少順番が前後しても考えなきゃいけない、こういうことにもなるんでしょうねこの趣旨は。それにしても表現については、ちょっとひと工夫が必要かもしれない。これをはずす訳にはいかないと。確かに諮問の中に入っていますから。分かりました、これは事務局の宿題ですね。ちょっと知恵をしばって考えてみてください。

委員 ひとつちょっとお聞きしたいがあるんですけど、この中には出てきてないことではないです。中学校がどのような配置になるかというのが、全く私は今の段階では分からないんですけども、今より減るとすればかなり通学距離があるっていう子が

出てくると思うんですね。それで今、学校自由化という訳ではないんですけど、小樽市だったらこの学校へ行っても良いよという、そういうのを全面的にやってしまうとまた混乱すると思うので、一応エリアは決めるけれども何らかの事情で私はこの中学校に行きたいんだというのがあれば、今までよりもっとゆったり大きく見てあげて、なるべく認めてあげるという方向性があったとしても良いんじゃないかなと思います。例えば、Aという中学校の地区なんだけど、歩いたらものすごく遠いし、道もそんなに整備されてないし、それだったらバスに乗ってBという中学校へ行きたいとか、そういうのをどうなんですか弾力的に認めて。

委員長

私は詳しいことは分かりませんが、今のところ中学校で自由に自分で通学中学校を決めるというシステムには、なっていないんじゃないでしょうか。そうだとすれば、これはやっぱりこの委員会でも話題になりましたように、ある特別な理由がある場合に通学区域の変更でしたか、それを申請して認めてもらわなくてはいけないということですから。そういうシステム自体を変えないとなかなか難しいと思うんですけど(事務局)どうですか、私の直感ですけど。高校はある程度通学区域の自由化というのは、これはいま進みつつありますけど、中学校はまだでしょう。

事務局

通学区域については、多くの自治体では、義務教育の場面では、学校が複数ある場合はその中で住所別に決めていると。ただ、最近のひとつの流れとしては、学校選択制という言い方をしていますが、義務教育においても、保護者あるいは子供さんの意向に添った形で学校を選択する道を取っている自治体もあります。ただ、これについては、小樽市教育委員会としても、制度については研究をしているところですけども、今回の学校の規模配置の在り方の中では、今の段階で望ましい学校規模をまず確保すると。このたたき台の中でも触れられていると思いますけども、一定の学校規模、学級数規模ということから考えれば、まずそちらの方を優先的にやって新しい形が見えて、そういう中で次のステップではないかなというふうに事務局では今のところ考えております。ただ、いろんな形でのご意見など、いま委員おっしゃったような意見なんかも聞いておりますので、引き続き研究はしていかなければならないというふうには教育委員会では思っています。

委員長
委員

なるほど。今後の課題ということですね。あと何か。

別のことで質問よろしいですか。先程の委員がおっしゃったことともちょっと関連すると思うんですけど。例えばの例えばですけど、稲穂小学校があって、周辺の幾つかの小学校が無くなって統廃合をされた場合に、稲穂小学校が残り、周辺の学校がなくなるという、今までの統廃合はそういう形ですね。それがそうではなく、例えば周辺合わせて小樽中央小学校でもないですけど、新しく学校を変わるというような考えで配置というか、そういうことは現実的ではないのでしょうか。

委員長

それはあり得るんじゃないですか。老朽化した学校は最後残しておく必要がないんであって。それはそれ、統廃合を契機に新しいものに建て替えると、それで新しい学校として生まれ変わると、これはあり得るんじゃないのでしょうか。

委員

そういうことに全く触れていないのは。触れていないと、このままだと今までどおりの統廃合になっていくような。

委員長

やはりいろんなパターンがあるんじゃないのでしょうか、統廃合と言いましても。いろいろあるんじゃないでしょうかね。典型的な統廃合は、ある学校があってこの学校が吸収されるということなんじゃないでしょうか。いろいろあるんじゃないでしょうか。それは、一応その事が前提になっていて、統廃合の具体的なやり方についてはここでは特に触れてませんけどね。

委員

(別の委員から)先程の「配慮すべき事項」の盛り込むというところで、例えば他の自治体なんかで、実際に統廃合をした時に、新しい小学校名で統合していくような例が見受けられますので、そこまで踏み込んで、例えばそういうことも参考にしながら、まさに吸収合併されるような、分かりやすく言うと、そういう子供達のこと

も十分配慮して統合するとか、新しい学校を適正に配置していくというようなことならば。宿題になってますけども、そこら辺もあるいは盛り込んで文書を作成していただければと思っておりますけども。

委員長
委員

いろんなタイプ、統廃合のやり方といいますか、これがあるということですね。

(さらに別の委員から)今のところは、例えば、先程問題になった「6(3)年次計画による実施」の最後の2行、ここにそういった趣旨も含まれてるのかなというふうには私は理解してたんですけど。そういうこともあるので、「改修計画との連動」という表現になっていたのかなと。

委員長

だから、老朽化した学校というのは、いっそのこと取りつぶしてしまっても良い、別の新たな学校にしようとか、こういうこともあり得ると思うんですよね。その辺はやはり老朽化の程度とか、統廃合の状況とか、いろんなことを考えないと何とも言えませんね。いろんなのがあってしょうきつと。そこまで踏み込むと、なかなか答申としてはきりがありませんから、この辺の表現で何とか勘弁をということになりますかね。

事務局

それでは、次回は日程的には4月の終わり頃ですか。どうですか。

次回の予定でございますが、4月の中旬から下旬にかけて開催をしていきたいというふうに考えております。本日、委員さんのご都合も調整をさせていただきますので早急にお知らせをしたいと思います。

委員長

その時に、今日いろいろご指摘いただいた、あるいはご議論いただいたことについてまた整理し、結局前回と合わせて一本のものにまとめた形でお示しいたしたいと。それは、できましたら早めに皆さんのお手元にお送りいたしますので、目をとおしていただいて、ひとつ全体を通じたたたき台の作成、一応そこで一回区切りをつけたいと思っておりますが。そういう作業を次回に行いたいと思っております。それが4月中旬から下旬ですね、あらためて日程調整させていただきますが、そのようなことで、今のところスケジュール的には考えておりますのでよろしくお願いいたします。大体そういうことでよろしいでしょうか。

(委員から「よろしいです」の声あり。)

委員長

特に皆さんの方から無ければ、そのような手順でこれから進めさせていただきます。その後、これで良いということになりましたら一回市民に提示し、いろんなご意見をまた集めて、さらにまた変更点があるとすれば、再度またこの委員会で引き続いて色々またご検討いただくということになります。

あと特になければ終わってよろしいでしょうか。では以上をもちまして本日はこれで終わります。どうもご苦労さまでした。

(以 上)